答 申 第 2 号 令和5年9月14日

芦屋市教育委員会 様

芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会長 島 田 茂

芦屋市個人情報保護条例第40条第3項の規定に基づく諮問について(答申)

令和4年10月28日付け芦教学第3644-1号による下記の諮問について、以下のように答申します。

記

「○○○○いじめ事案に関する報告書(小学校から教育委員会への報告文書及び教育委員会から市長への報告文書)」についてなされた令和4年7月12日付け個人情報部分開示決定処分に対する審査請求に関する諮問

第1 審査会の結論

芦屋市教育委員会(以下「実施機関」という。)が、令和4年6月27日付け個人情報開示請求について行った令和4年7月12日付け芦教学第2006-2号個人情報部分開示決定処分(以下「本件処分」という。)のうち、別表に掲げる部分を不開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきである。その余の部分について不開示とした決定は妥当である。

第2 事案の経過

- 1 審査請求人は、令和4年6月27日付けで芦屋市個人情報保護条例(平成16年芦屋市条例第19号。以下「条例」という。)第18条第1項の規定に基づき、「〇〇〇〇いじめ事案に関する報告書(小学校から教育委員会への報告文書及び教育委員会から市長への報告文書)」について、実施機関に開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。なお、本件請求は、未成年者である本人に代わり、審査請求人が法定代理人として行ったものである。
- 2 実施機関は、本件請求に対して、請求対象文書として本件いじめ事案に係る小 学校で作成した文書で教育委員会に報告された文書及び教育委員会で作成した 文書で市長に報告された文書を次のように特定し、それぞれについて決定を行っ た。
- (1) 「〇年生〇児の生徒指導事案に関わる、〇〇小学校の取り組みについて(調査報告書)」について、令和4年7月12日付けで個人情報開示決定処分を行った。
- (2) 下表に掲げる各文書(以下「本件対象文書」という。)について、令和4年 7月12日付けで本件処分を行った。

分類	請求に係る保有	開示しないこと	開示しないこと
	個人情報の内容	とした部分	とした根拠規定
本件対	臨時いじめ対応委	●作成者・参加した教職	条例第19条第2号
象文書	員会記録(第2回	員の氏名	(第三者情報)
1	~第5回)	●いじめ事案の学校の対	条例第19条第6号
		応方法等に関する教職員	(事務事業執行過程情報)
		の意見・発言・考え・評	
		価	
		●第三者の氏名・第三者	

		に関する記述	
本件対	対応記録(10	●作成者の氏名	条例第19条第2号
象文書	件)	●教職員の考え・評価	(第三者情報)
2		●学校と第三者とのやり	条例第19条第6号
		とりの記録	(事務事業執行過程情報)
		●第三者に関する記述	
本件対	支援方針及び指導	●学校の支援・対応方針	条例第19条第2号
象文書	の流れ (4件)	に関する記述	(第三者情報)
3		●学校と第三者とのやり	条例第19条第6号
		とりの記録	(事務事業執行過程情報)
本件対	関係者への聞き取	●作成者の氏名	条例第19条第2号
象文書	り記録(4件)	●聞き取りを行った教職	(第三者情報)
4		員の氏名	条例第19条第6号
		●学校と第三者とのやり	(事務事業執行過程情報)
		とりの記録	
本件対	経緯記録(2件)	●作成者の考え・評価	条例第19条第2号
象文書		●学校と第三者とのやり	(第三者情報)
5		とりの記録	条例第19条第6号
		●学校の支援・対応方針	(事務事業執行過程情報)
		に関する記述	
		●第三者に関する記述	
		●教職員の氏名	
		●学校と第三者とのやり	
		とりの記録	
本件対	関係機関との相談	●学校と第三者とのやり	条例第19条第2号
象文書	記録(1件)	とりの記録	(第三者情報)
6		●第三者の氏名	条例第19条第6号
			(事務事業執行過程情報)
本件対	弁護士との相談記	●学校と第三者とのやり	条例第19条第2号
象文書	録 (2件)	とりの記録	(第三者情報)
7			条例第19条第6号
			(事務事業執行過程情報)

本件対	開示請求者同席の	●作成者の考え・評価	条例第19条第2号
象文書	面談記録(3件)	●第三者に関する記述	(第三者情報)
8			条例第19条第6号
			(事務事業執行過程情報)
本件対	生徒指導10月分	●第三者の事件に関する	条例第19条第2号
象文書	記録	記述	(第三者情報)
9			
本件対	いじめの重大事態	●作成者の考え	条例第19条第6号
象文書	に関する報告(教		(事務事業執行過程情報)
1 0	育委員会から市長		
	への報告)		

3 審査請求人は、令和4年9月29日付けで本件処分に対して、審査請求(以下 「本件審査請求」という。)を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件処分を不服として、令和4年9月29日付けで処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見陳述において主張している審査請求の理由 は、次のように要約される。

- (1) 開示された情報は、第三者情報及び事務事業執行過程情報として黒塗りされており、開示を求める情報が全く得られなかった。このため、今後の手続きに必要な文書、特にいじめの重大事態の調査結果の報告に添える所見を書くための情報が全く得られない。また、文部科学省が作成するいじめの重大事態の調査に関するガイドラインには、いじめの重大事態の調査結果を地方公共団体の長等に報告する際には、保護者は調査結果に係る所見を報告に添えることができると記載されているが、その案内も抜けていた。
- (2) 個人情報は原則として本人に開示されるべきものだという原則がある中で、不開示事由に当たるのであれば、どの不開示事由に当たるか説明すべきである。
- (3) 部分開示文書について、開示対象となるべき書類の一部がそもそも欠落しているのではないか。例えば、「第2回臨時いじめ対応委員会」とあるが、第1回が開示されていない。また、部分開示文書に「別紙参照」という記載があるが、

本件対象文書の中に別紙が含まれているのか否かの判断がつかない。

- (4) 部分開示文書には、事実経過と異なる内容が多数含まれており、学校や教育委員会の対応というものに不信感を抱かざるを得ない。
- (5) 部分開示の理由の根拠規定の記載と開示しないこととした部分との関係について、不開示事由の検討や指摘が概括的であり、詳細な説明があってしかるべきである。

条例第19条第2号の前段は、個人が特定できるということだけで不開示とすることができるが、後段は、個人の権利利益を不当に害するおそれがあるものと言えなければならない。決定通知書では、同条第2号該当の前段なのか後段なのか分からず、是か非か判断しようがない。後段の場合、単にその個人の権利利益を害するだけでは足りないのであって、個人の権利利益を不当に害すると言えて初めて2号後段に該当する。この点において部分開示に至った理由の説明が足りない。

条例第19条第6号は、不開示とされる場合として、アから工までの具体的な記載があり、不開示事由がこれらのどれに該当するのか分からず、是か非か判断しようがない。柱書きのその他に該当することもあり得るかもしれないが、いずれにせよ5類型のどれに該当するかを示すべきである。

(6) 不開示部分について、作成者の氏名が不開示になっているが、開示請求者から電話を受けた報告書の作成者の氏名は隠す必要がない。個人情報について、 内容から明らかなものや同席していた会議の発言内容も不開示になっているが、それは認識していることから開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、弁明書及び意見聴取において主張している内容は、次のように要約される。

(1) 条例第19条第2号(第三者情報)該当性について

第三者の氏名、記述、第三者に関する記述、第三者の事件に関する記述等は、 開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名その他 の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他 の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することが できることとなるものを含む。)又は開示請求者以外の特定の個人を識別する ことはできないが、開示することにより、開示請求者以外の個人の権利利益を 不当に害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする決定をした。

(2) 条例第19条第6号(事務事業執行過程情報)該当性について

学校が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該 事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ があるため、不開示とする決定をした。

ア 参加者の氏名、作成者の氏名・考え・評価、いじめ事案の学校の対応方法 等に関する教職員の意見・発言、学校の支援・対応方針に関する記述、聞き 取りを行った教職員の氏名について

教職員は日頃から、学校生活において個々の生徒への評価・支援方針の検討を行っている。いじめ事案が発生した際には、事案の全容解明、事案への対処、同種事案の再発防止等を会議で検討して、対応していくことになる。そのためには、自由かつ率直な意見の交換を積み上げていくことが必要不可欠である。このような性格を持つ教職員の検討等の内容や氏名がわかる部分が開示されると、教職員の検討等の過程における議論の変遷や個々の教職員の意見、見解が公になる場合がある。その結果、開示することにより、審査請求人及び審査請求人以外の個人と学校の信頼関係が損なわれ、教育目的が達成できなくなるおそれや、教職員の検討等の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、自由かつ率直な討議によって適切な判断を行うことに支障を及ぼすおそれがある。

また、教職員の検討等は反復して行われているので、対象案件の対処が終了した後であっても、検討等の過程が明らかとなることは、今後の他の案件の検討等に支障を及ぼすおそれがある。

開示請求者との電話の内容に関する情報について、その情報が会議等において教職員による意見交換の際に出た情報である場合には、開示請求者の既知の事実であっても、その情報には教職員の考えや評価が含まれているため、事務事業情報として不開示としている。

参加者の氏名、作成者の氏名、聞き取りを行った教職員の氏名については、 教職員の氏名を開示することにより、学校の運営や児童の教育等の業務に支 障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

イ 学校と第三者とのやりとりの記録について

いじめ事案が発生した際、事案の全容解明、事案への対処を目的として、 関係者への聞き取りを行うことがあるが、その内容は他者に開示されないこ とを前提に行ったものであり、これらが開示された場合には、今後学校にお ける関係者を対象とした同様の調査等に際して事実等を回答するにあたり、 開示に支障のない範囲内での回答にとどめる等事実関係の調査に係る事務の 遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

また、事案によっては、適切な判断を行うために、学校以外の第三者である関係機関等に意見・考えを尋ねることがある。学校は、関係機関から得た回答を参考に、教職員で検討して、対処していくことになる。このような性格を持つ第三者である関係機関等の意見・考えの内容がわかる部分が開示されると、自由かつ率直な意見・考えの回答を得ることに支障を及ぼすおそれがある。また、対象案件の対処が終了した後であっても、今後の他の案件の検討等に支障を及ぼすおそれがある。

第5 審査会の判断

本件審査請求は、本件小学校で発生した特定のいじめ事案について、小学校から教育委員会に提出された報告文書及び教育委員会から市長へ提出された報告文書の開示を求めてなされたものである。以下、本件対象文書に記録された情報の中で実施機関が不開示とした情報を項目別に整理した上で、それぞれの項目について実施機関の主張の妥当性を検討していく。

1 第三者の氏名及びその他の情報について

第三者の氏名については、開示請求者以外の特定の個人が識別される情報であり、条例第19条第2号本文前段の規定により、原則として不開示とすべきであるが、本件いじめ事案に対応した警察官は職務遂行に係る公務員であることから、開示することにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、同号ただし書きアの規定により、その氏名を開示すべきである。また、当該警察官は、開示請求者からの相談に実際に対応していた者であると認められることから、その氏名は本件請求がなされた時点において既に開示請求者が知っていた情報であると考えられることからしても、その氏名を不開示とする必要性は認められない。

氏名以外の第三者に関する情報のうち、関係者である児童やその保護者の情報については、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の個人を特定することができるものも含めて、原則として不開示とすべきである。しかしながら、個人が特定される情報であっても、開示請求者自身の発言の一部として本件対象文書に記録されていることが明らかであると認められる第三者の児童やその保護者の情報については、これを不開示とする必要性は認められない。

そして、本件対象文書2のうち、件名の一部が不開示とされているが、開示請求者が、どのような内容の情報を記録した文書であるかを知ることができるよう

にするためにも、開示請求者以外の特定の個人を識別することができない範囲で、 これを開示すべきである。

また、本件対象文書9には、本件いじめ事案とは異なる別の事案に関する情報が記録されているが、これらの情報については、他の情報と照合することにより、開示請求者以外の個人を特定することができる情報であり、不開示とすべきである。

よって、本件対象文書1、5及び6に記載されている第三者の氏名並びに本件対象文書1、2、5、8及び9に記載されている氏名以外の第三者に関する情報のうち別表に掲げる部分については開示すべきである。しかし、その余の部分については、条例第19条第2号本文前段の不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当である。

2 教職員の氏名について

実施機関は、本件対象文書に記載された教職員の氏名を開示することにより、 学校の運営や児童の教育等の業務に支障が生じる旨主張するが、公務員である教職員の氏名については、開示することにより、特段の支障の生ずるおそれがある場合を除き、条例第19条第2号ただし書きアに該当することとなり、開示されるべきである。本件いじめ事案に関わって教職員が職務上作成した公文書に記録された教職員の氏名も、開示することによって教職員個人の権利利益を害することとなるような情報とは認められず、また、これまでの本件いじめ事案に係る学校の対応や本件対象文書の開示内容から開示請求者が特定の教職員の氏名をおおよそ推測できることを踏まえると、条例第19条第6号に該当すると説明する実施機関の主張を認めることはできない。

よって、本件対象文書1の臨時いじめ対応委員会に参加した教職員の氏名、本件対象文書1、2及び4の記録を作成した教職員の氏名、本件対象文書3及び4のいじめ事案に関して関係者に聞き取りを行った教職員の氏名、本件対象文書5のいじめ事案に対応した教職員の氏名については、条例第19条第6号柱書きの不開示情報に該当するものとは認められないため、別表に掲げる部分を開示すべきである。

3 教職員の意見・発言・考え・評価について

実施機関は、教職員の検討等の内容が開示されると、教職員の検討等の過程に おける議論の変遷や個々の教職員の意見、見解が公になり、その結果、審査請求 人及び審査請求人以外の個人と学校の信頼関係が損なわれ、教育目的が達成でき なくなるおそれがあること、教職員の検討等の公正さ、客観性について無用な疑 いを抱かせ、自由かつ率直な討議によって適切な判断を行うことに支障を及ぼすおそれがあること及び本件対象案件の対処が終了した後であっても、その検討等の過程が明らかとなることにより、今後の他の案件の検討等に支障を及ぼすおそれがあることを指摘して、条例第19条第6号に該当し不開示の妥当性を主張する。

しかしながら、本件いじめ事案に係る学校の対応記録や調査記録には、教職員の意見・発言・考え・評価に関する情報だけでなく、本件いじめ事案に関わる事実を記録しただけの情報も存在する。この後者の事実に関する情報については、客観的にみて事実であることが明らかであり、開示することによって特別の支障が生じないものであると判断される限り、基本的に開示すべきである。また、教職員の意見・発言・考え・評価に関する情報であっても、開示請求者自身の発言内容に含まれた情報であることが明らかな情報については、原則として開示されるべきである。

よって、本件対象文書1、2、4、5、8及び10の教職員の意見・発言・考え・評価のうち別表に掲げる部分については、実施機関が主張するような支障が生じるおそれのある情報とまでは認められないため、別表に掲げる部分を開示すべきである。しかし、その余の部分については、教職員の評価が率直に記載されている部分であり、開示することにより、いじめ事案の調査等の事務において学校と児童・保護者を含めた関係者との信頼関係を損なうおそれがあるだけでなく、教職員による対応記録の作成において、率直で詳細な記載がなされなくなるといった支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第19条第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当である。

4 学校の支援・対応方針に関する記述について

実施機関は、教職員の検討等の内容が開示されると、教職員の検討等の過程における議論の変遷や個々の教職員の意見、見解が公になる場合があり、その結果、審査請求人及び審査請求人以外の個人と学校の信頼関係が損なわれ、教育目的が達成できなくなるおそれがあること、教職員の検討等の公正さ、客観性について無用な疑いを抱かせ、自由かつ率直な討議によって適切な判断を行うことに支障を及ぼすおそれがあること及び本件対象案件の対処が終了した後であっても、その検討等の過程が明らかとなることにより、今後の他の案件の検討等に支障を及ぼすおそれがあることを指摘して、条例第19条第6号に該当し不開示の妥当性を主張する。

しかしながら、これらの情報についても、実際に学校が対応した内容を事実と

して記録しているに過ぎない情報については、基本的に開示することが可能であると考えられる。

よって、本件対象文書 1、3及び5の学校の支援・対応方針に関する記述のうち別表に掲げる事実に関する記述部分については、それを開示したとしても、実施機関が主張するような支障が生じるおそれがあるとまでは認められないため、別表に掲げる部分を開示すべきである。しかし、その余の部分については、学校が本件いじめ事案の対応の方法や方針についての検討情報が記載されている部分であり、開示することにより、いじめ事案の調査等の事務において学校と児童・保護者を含めた関係者との信頼関係を損なうおそれがあるだけでなく、学校が今後も含めたいじめ事案の対応内容や対応方針をその都度決定するに当たり、率直で具体的な意見交換及びその記録の作成に支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第19条第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当である。

5 学校と第三者とのやりとりの記録について

実施機関は、学校が本件いじめ事案に関して警察官、弁護士、その他関係者との間で行った話し合いについては、その内容が他者に開示されないことを前提として行われており、これらの情報が開示されることになると、今後学校における関係者を対象とした同様の調査等に際して事実等を回答するにあたり、開示に支障のない範囲内での回答にとどめる等事実関係の調査に係る事務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあり、条例第19条第6号に該当すると主張する。また、第三者である関係機関等の意見・考えの内容がわかる部分が開示されると、自由かつ率直な意見・考えの回答を得ることに支障を及ぼすおそれがあり、条例第19条第6号に該当すると主張する。

警察からの意見や助言内容については、警察が本件いじめ事案に関して職務として対応する中で、事実関係や事案の状況を捜査するため、学校に対して述べた意見を記録したものであると認められる。これらの情報は、他者に開示しないことを前提に提供されたものであると解することができ、これらの情報が開示されることになれば、学校と警察の信頼関係が損なわれることになり、また、警察からの専門的な知見に基づく助言や有効な解決策の提案等がなされにくくなるおそれがある。

学校が第三者である関係者に聞き取りを行った内容については、本件いじめ事 案に関して学校が調査主体として行った聞き取り調査の中で、関係者が率直に表 現した自らの認識や心情を記録したものであると認められる。これらの情報は、 学校が関係者との信頼関係の下で、他者に開示しないことを前提にして収集したものであり、この情報がそのまま開示されることになれば、学校と関係者の信頼関係が失われることになり、今後、いじめ案件に関する同種の調査に際して関係者が消極的な対応をとるなどして、学校が正確な事実関係を把握することを困難にするおそれがある。

さらに、学校と弁護士との話し合いについても、そこでの情報が開示されることになると、学校としても、いじめ事案を対処するための弁護士への相談に際して自由かつ率直な意見を述べることができなくなり、相談の目的を十分に果たすことができなくなるおそれがある。また、弁護士としても、自身の発言が開示されることを意識することにより、専門的な知見に基づく踏み込んだ分析や有効な解決策の提案等がなされにくくなるおそれがある。

よって、本件対象文書2から7の中の学校と第三者とのやりとりの記録については、条例第19条第6号柱書きの不開示情報に該当し、不開示とするのが妥当である。

なお、これらの情報のうち開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる情報については、条例第19条第2号本文前段の不開示情報にも該当する。

6 本件処分における不備について

審査請求人は、本件処分における請求対象文書の特定に不備がある旨及び本件 処分に係る不開示事由に該当する根拠規定についての説明が不十分である旨主 張しているので、この点についても言及する。

(1) 請求対象文書の特定の妥当性について

審査請求人は、開示された文書の中には、第1回のいじめ対応委員会記録が含まれておらず、この点において実施機関の請求対象文書の特定に問題がある旨指摘する。本審査会が確認したところ、第1回目のいじめ対応委員会記録は、本件いじめ事案とは異なる別の事案に関する文書であり、実施機関が当該文書を本件請求対象文書に含めなかったことは妥当である。

また、審査請求人は、本件対象文書に「別紙参照」という記載があるが、この「別紙」が本件対象文書の中に含まれているのか否かの判断がつかないと指摘する。本審査会が確認したところ、本件対象文書に記載されている本文中の「別紙」は、基本的には本件対象文書に含まれている文書を指すことが明らかになったが、本件小学校から教育委員会に対して提出されていない「別紙」が1件あることが判明した。実施機関は、本文中の「別紙」がどの文書を指して

いるかを問わずに、本件いじめ事案に関する本件小学校から教育委員会に対して報告文書として提出された文書をすべて請求対象文書として特定していると説明しており、本審査会としてもこれを覆すに足る事情も認められなかったため、実施機関の請求対象文書の特定に誤りがあるとまでは言えない。

しかしながら、審査請求人が指摘するように、報告文書であるにもかかわらず「別紙」がどの文書を指すかわからない状態にある点や別紙の文書そのものが本件小学校から教育委員会に対して提出されていない点からして、公文書の作成・管理の観点からみて不適切であると言わざるをえない。本件対象文書の開示を受けた審査請求人が請求対象文書の特定に不備があるのではと疑念を持つことは当然のことであり、実施機関は審査請求人に対して開示する情報の「別紙」について、どの文書を指すのか再度説明すべきである。

(2) 根拠規定の説明の妥当性について

本件部分開示決定通知書の処分理由には、条例第19条第2号の規定の本文部分がそのまま引用されており、この点において、審査請求人が主張するように、不開示の根拠が第2号本文前段に基づくものであるのか又は後段に基づくものであるのかが不明であると言わざるを得ない。本審査会が確認したところ、実施機関が同条第2号の不開示情報に該当すると判断した部分については、第2号本文前段を指していることがわかったが、実施機関は不開示理由を明確にする観点からも、今後、根拠となる条名・号名あるいは項番号を掲げるだけでなく、該当規定に定められた要件規律の適用部分についても可能な限り丁寧に説明することが求められる。

また、条例第19条第6号については、同号のアからエに列記された情報とアからエに該当しない場合であっても、開示することにより、事務事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある情報のいずれかに該当するときには、実施機関は不開示とすることができる旨の規定であると解されるところ、請求対象文書の内容・性質からみて、不開示情報がアからエの列記部分に定める事項に該当する可能性は極めて低いものと判断でき、この点において、不開示とする情報は、アからエに列記されたもの以外の事務事業執行過程情報で「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に当たると解して本件処分を行った実施機関の判断に特に問題はないと考えられる。

7 結論

したがって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、本件対象文書について、公文書の管理上、当該文書の作成日付、作成者、標題(件名)等を記載すべき文書であるにもかかわらず、それらが記載されていない文書が見受けられた。このような公文書の作成は、情報公開制度及び個人情報保護制度の趣旨からしても問題があると言わざるをえない。今後、報告書を作成するに当たっては、公文書としての適正さを確保するために細心の配慮を行うよう強く求める。

以上

別表

別表			
分類	文書名	ページ番号	開示が妥当であると判断する部分
本件対象 文書1	臨時いじめ対応委 員会記録(第2回 ~第5回)	1頁から 7頁	1頁5行目全て 1頁7行目から20行目までの全て 2頁3行目1文字目から8文字目まで 2頁13行目から14行目までの全て 2頁16行目全て 3頁3行目全て 3頁3行目から7行目全て 3頁9行目全て 3頁2行目から20行目全て 3頁23行目から4行目全て 5頁3行目から10行目全て 5頁12行目から13行目全て 5頁15行目から17行目全て 5頁21行目から25行目全て 5頁21行目から25行目全て 5頁27行目全て 7頁6行目全て 7頁8行目から22行目まで全て
本件対象 文書2	対応記録	8頁から 20頁	8頁2行目全て 8頁8行目から9行目までの全て 10頁7行目全て 10頁10行目全て 11頁2行目全て 15頁4行目全て 15頁4行目全て 15頁29行目から31行目までの全て 17頁7行目から8行目までの全て 19頁9行目全て 20頁1行目2文字目と5文字目から9文 字目まで

分類	文書名	ページ番号	開示が妥当であると判断する部分
本件対象 文書3	支援方針及び指導の流れ	21頁から 27頁	21頁9行目全て 22頁8行目全て 22頁10行目全て 22頁22行目全て 25頁8行目全て 25頁9行目3文字目から20文字目まで 26頁17行目全て 26頁29行目全て
本件対象 文書4	関係者への聞き取り記録	28頁から 32頁	28頁2行目全て 30頁2行目全て 32頁3行目全て 32頁6行目全て
本件対象 文書5	経緯記録	33頁から 41頁	33頁6行目全て 33頁19行目から20行目まで全て 36頁「10月21日」の「学校の対応」 欄の2行目から5行目まで全て 37頁「11月1日」の「学校の対応」欄 の3行目から5行目まで全て 37頁「11月1日」の「学校の対応」欄 の11行目全て 38頁「11月11日」の「学校の対応」 欄の1行目から4行目まで全て 38頁「11月12日」の「学校の対応」 欄の2行目から6行目まで全て
本件対象 文書 6	関係機関との相談 記録	42頁	42頁1行目全て
本件対象 文書 7	弁護士との相談記 録	43頁から 44頁	なし
本件対象 文書8	開示請求者同席の 面談記録	45頁から 48頁	なし

分類	文書名	ページ番号(通し番号)	開示が妥当であると判断する部分
本件対象	生徒指導10月分	49頁	なし
文書9	記録	102	1,60
	いじめの重大事態		
本件対象	に関する報告(教	50頁	なし
文書10	育委員会から市長	50頁	/ ₄ C
	への報告)		

⁽注) 1行に記載された文字を左詰にして数え、句読点や括弧等もそれぞれ1文字と 数えるものとする。

審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月28日	諮問書の受理
令和4年12月21日	第1回審議
令和5年1月27日	第2回審議
令和5年2月22日	第3回審議 実施機関意見聴取
令和5年3月16日	第4回審議
令和5年4月20日	第5回審議 審査請求人意見陳述
令和5年5月18日	第6回審議
令和5年6月15日	第7回審議
令和5年7月20日	第8回審議
令和5年8月24日	第9回審議
令和5年9月14日	第10回審議

芦屋市情報公開·個人情報保護審査会委員

氏 名	役 職 名	備考
島田 茂	甲南大学名誉教授	会 長
大月 一弘	神戸大学大学院国際文化学研究科教授	職務代理
伊藤 明子	弁護士	
岩本 洋子	弁護士	
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	
亀若 浩幸	弁護士	